

令和2年度・第3回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	令和2年8月6日(木曜日) 午前・午(後) 1時00分			
開催場所	中央図書館2階 視聴覚ホール			
会議時間	開会	午前・午(後) 1時00分	議長	吉野 欽三
	閉会	午前・午(後) 3時00分		
出席者数	委員 14名 事務局員 6名			
出席委員	会長	吉野 欽三	委員	濱田 英治
	会長代理	池内 八十四郎	委員	渋谷 善行
	委員	黒田 隆夫	委員	斉田 征弘
	委員	梶 美智子	委員	高橋 博
	委員	東海林 恵子	委員	塩野 浩
	委員	南 絢子	委員	厚澤 茂男
	委員	茶木 俊明	委員	小石川 幸代
欠席委員	委員	北村 善男	委員	伊藤 哲洋
	委員	富士原 雅博		
参 与				
事務局	市長	星野 光弘	保険年金課長 副課長	真中 剛
	市民生活部長	清水 昌人	保険年金課 主 任	猪又 史子
	収税課長	吉田 兼治		担当書記
	保険年金課長	久保田 智子		
会議録署名委員		茶木 俊明 委員 高橋 博 委員		

## ◎諮問

### ◎開会及び開議の宣告

○保険年金課副課長 それでは、本日の会議の前に、資料の確認と報告をさせていただきます。

まず、資料ですが、郵送された資料を本日お持ちでしょうか。その中の資料1に誤りがございましたので、机の上の資料に差し替えていただきました。本日はその資料で説明させていただきます。

本日、2号委員の北村委員、富士原委員、4号委員の伊藤委員から欠席のご連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、ただいまより令和2年度第3回富士見市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

(午後 1時00分)

### ◎会長挨拶

○保険年金課副課長 お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、本運営協議会の会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。今日は国民健康保険協議会の久しぶりの委員会を開催させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

私から言うまでもなく、コロナ関係につきましては、まだまだ終息の出口さえ見えていない。拡大が止まっておりません。そのような中、今日は委員会を開催させていただくことになりました。皆さんの手元に事前に配付をさせていただきましたけれども、その内容は令和元年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出決算についてという重要な議案でございまして、これからの富士見市の国保運営に対しまして、皆さんの貴重なご意見を、また質疑を直接お聞きしたいと思っております。開催する運びになりました。どうぞご理解をいただきたいと思っております。このことにつきましては、この会場も、皆さん見ているとおり、広い会場を用意させていただきましたし、換気につきましても十分に取らせていただいておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思っております。しかしながら、やはり長時間というよりも、短い時間の中で慎重審議なご協議をしていただきたいと思いますと思っておりますので、その点につきましてもどうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

◎市長挨拶

○保険年金課副課長 続きまして、保険者であります星野市長よりご挨拶を申し上げます。

○市長 皆さん、こんにちは。大変御無沙汰でございます。こういう表現が一番合うのかもしれませんが。ただいまこちらへ座らせていただいて、いつが顔を合わせたの会議が最後だったか、今、課長に聞いたところでございますが、ここ2回ほどは顔を合わせず、書面による議決を頂戴したということでございます。委員皆様方には大変この間お世話になりましたことも併せて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

そして、ただいま会長からも挨拶ございましたとおり、コロナにつきまして、私ども富士見市におきましても、現在31名の方が陽性者という現状でございます。まず初めに、市内または全国の医療従事者の皆様方に御礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございます。この間、私どもも3月から小中学校を休校にして以来、対応をさせていただいているところでもございます。6月からは、もちろんご存じのとおり学校も始めさせていただく中では、こうした環境下の中で東京都の状況と比例をして、本市また埼玉県も比例をする状況でございますので、6月の下旬より陽性者の皆様の数は伸びてございます。一方で、やはり検査数の絶対数も上がってございますので、こうした環境の中では様々な医療関係者の皆様のご努力、もちろん病院関係の皆様の研究の成果など、そして治療法なども3月、4月から比べますと、先生方にお伺いすると、特効薬がまだないわけでございますけれども、そこに熟練熟度も増し、またはベッド数などの確保も進んでおるというところがございますので、私たちはこうした環境の中で、ウィズコロナという表現が私はあまり好きではありませんけれども、こうした環境の中で我々はお一人お一人努力をしていかなければならないだろうと考えてございます。したがって、富士見市も3度の補正予算で13億を超える財政出動をさせていただいて、様々施策を打ち込んでございます。一方で、やはり当初から申し上げておりますとおり、市民の皆様方には手洗い、消毒、そして3密の解消、ソーシャルディスタンスということを徹底、励行をいただく以外ないだろう、こういうお願いでしているところがございます。市民の皆様とともに、健康を守るということをしつかりとお約束をさせていただいておりますので、これからも引き続いてこうした体制と、そして施策をこれからも継続

して打ち込んでまいりたいと考えております。どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今日は第3回ということで、ただいま諮問申し上げました補正予算と決算につきましての議案でございます。慎重審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。こうした状況の中で、まずは、国民健康保険税を改定させていただいて3年目を迎えました。本年度も通知書をご郵送させていただき後に、若干のお電話等はいただいておりますが、3年間の最終年度ということで、激変緩和をさせていただきながらの改革でございました。担当課もしっかりと市民の皆様にご理解をいただくべく、丁寧に対応させていただいているところでもございます。今後も引き続いて必要とされるこの保険制度をしっかりと堅持するために、必要な施策をこれからも、埼玉県全県の市町63市町村とともに頑張っまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、委員皆様方のご健勝と、そしてご多幸をご祈念申し上げて、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

なお、市長におかれましては、所用により、ここで退席させていただきますので、皆さん、ご了承をお願いします。

○保険年金課副課長 それでは、議事進行の前に、昨年度3月議会の補正予算の件について、保険年金課長からご説明申し上げます。

○保険年金課長 皆様、こんにちは。保険年金課長の久保田でございます。本年度もよろしくお願いいたします。

令和元年度の3月の富士見市議会定例会におきましての国保の特別会計、また補正予算に関しまして、増額したり、または減額したりということで、皆様の混乱を招きましたことを最初におわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。令和2年1月30日の運営協議会のほうでご審議いただきました補正予算(第3号)では、保険給付費が余るであろうということが見込まれましたので、減額を承認していただきました。しかし、その後、2月、3月と月がたつにつれまして、当初の予想を大きく上回る保険給付費の支出があることが判明いたしまして、増額をしなければ支払いができないという事態になってしまいました。本来であれば、すぐにでも国保の運営協議会を開催しまして、皆様にご経緯をきちんと説明させていただき、ご審議をお諮りしなければならないところではございましたが、新型コロナウイルスの感染の拡大、また議会日程等がありましたので、会長にご指示を仰ぎながら、書面での開

催とさせていただきます。誠に混乱のほうをお招きして申し訳ございませんでした。なお、書面でご審議いただきまして承認いただきました増額補正につきましては、議会でもきちんと議決されておりますことを報告いたします。

このような事態を招いた要因といたしましては、保険年金課のほうが保険給付費の伸びのほうを見込むのがなかなか難しかったということが要因ではありますけれども、本当はこのような事態を起こさないためにはどうするかということを、市民生活部長をはじめ市長、関係各署と話し合いを行いまして、高度な薬剤の使用状況、高度な医療費の使用状況をしっかりと毎月毎月やりながら、国保連合会という埼玉県の保険年金課が集まっている県の団体があるのですけれども、こちらのほうとも連携のほうを取らせていただきまして、今以上に精密な医療費の分析を実施していきまして、このようなことを防げればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本当に申し訳ございませんでした。

○保険年金課副課長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、吉野会長よりお願いいたします。

○会長 それでは、早速議事のほうに入らせていただきたいと思います。

#### ◎会議録署名委員の選出

○会長 まず、会議録署名委員を選出させていただきます。

本日の会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員に、茶木委員さん、高橋委員さんを指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎諮問事項

○会長 それでは、（１）諮問事項、諮問第１号 令和元年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○保険年金課副課長 保険年金課の真中と申します。よろしく願いいたします。失礼しまして着座にて説明させていただきます。

今日机のほうに置きました資料第１、A３横のものをご用意ください。一部誤りがございましたので、事前に送りました資料１と後ほど差し替えをお願いいたします。こちらは、決算の概要になっております。まず、左側の国保の保有状況でござ

います。上から4段目、市の総人口でございます。11万1,936名、平成30年度に比べまして473人の増でございます。

続きまして、その下になります。国保被保険者数2万2,436名、平成30年度に比べまして1,149人のマイナスでございます。このマイナスの要因としましては、75歳をお迎えになりますと後期高齢者医療制度のほうに自動的に移行される方が、ここ数年1,000人近く、または1,000名以上いらっしゃいますので、令和元年度もそういう方が1,000名以上いましたので、減る要因は、後期に行かれる方が多いということでございます。

続きまして、その下、経理状況でございます。歳入総額は97億8,722万3,000円です。

その下、歳出総額は97億4,899万4,000円でございます。実質収支は3,822万9,000円のプラスでございます。しかし、そのプラスは、その2つ下、繰越金6,703万3,000円、もう一つその下、一般会計繰入金その他分2億8,000万、この金額で収入総額に入っているプラスでございます。この金額がなければ、その上にありました単年度収支ということで、マイナスの3億907万4,000円の赤字となります。国保の会計は、本来であれば独立採算制が原則でございますが、実態としましては、一般会計のほうからお金を拠出していただいて成り立っている状況でございます。

なお、この実質収支3,822万9,000円につきましては、今年度令和2年度に繰越額となっております。

続きまして、その下、国保税の状況でございます。この横の決算額等の合計欄を御覧ください。調定額21億3,566万6,000円でございます。平成30年度に比べますと0.56%のマイナスでございます。こちらにつきましては、被保険者数の減が要因となっていると思われれます。しかしながら、1人当たりの調定額ですが、9万2,650万円、平成30年度に比べて4.48%の増となっております。こちらの増の要因としましては、一昨年度、平成30年度に税率改定をさせていただきまして、保険税率を上げていますので、その影響かと思われれます。

続きまして、その下の収納額、その下の収納率、ともに0.25%、0.81%の増でございます。この辺りは収税課の日々の努力の数字だと思われれます。

続きまして、その下の短期保険者証交付状況でございます。国民健康保険税を滞納している方は、通常の1年間の保険証代わりに6か月という短い保険証をお渡ししている状況でございます。その方も収税課のほうで呼び出しなり徴収をしていただきまして、正規の1年間の保険者証に替わる方が多く発生しておりますので、平

成30年度より令和元年度46件少なくなっている状況でございます。

続きまして、その下、軽減・減免の状況でございます。一番下、減免でございます。平成30年度は315件となっております、平成29年度よりかなり多く伸ばしてございます。これは、税率改正のときに多子減免を新たに設けました結果、それに該当する方が増えました。ところが、去年度令和元年度はマイナス34件の281件と減るような結果になりました。原因としましては、旧被保険者の減免が要因でございます。例で挙げて申し上げますと、ご主人が社会保険に加入していおり、その扶養に入っている奥さんがそれに該当するのですが、ご主人が75歳をお迎えしますと、自動的に後期高齢者医療制度のほうに移らなければなりません。そうしますと、社会保険を脱退しなくてはならないので、奥様も社会保険にとどまれません。そのため新たに奥様単独で国民健康保険に加入することになります案件がそれに当たります。その際に、今まで奥様は保険料の負担がなかったものですから、国保に入るといきなり保険料がかかるということで、変緩和措置として減免制度がございます。内容としましては、所得割がかからずゼロ円、均等割について当面の間半額という減免制度でございましたが、この当面の間半額という期間が、昨年から2年間だけになりました。そのため新たに国保に加入して2年を経過される人は、この減免制度の適用外になってしまったということが昨年からスタートした内容でございます。その結果、そういう方は減免の対象にならなかった影響でマイナス34件という減った数字ということになっています。

続きまして、右の欄を御覧ください。給付の状況でございます。その一番上、療養給付費等不用額でございます。上から5段目、合計欄を御覧ください。77億5,467万8,000円でございます。前年度比に比べて1億814万8,000円の減でございます。ここにつきまして、やはり被保険者数の減少に合わせて療養費も減少しているということが要因となっております。しかしながら、その下を御覧ください。1人当たり33万5,033円、平成30年度に比べますと1万1,660円の増となっております。全体の療養費は落ちているのですが、1人当たりの療養費は上がっているということなので、今後はその辺については、注視していくポイントではないかと考えられます。

続きまして、下の納付金でございます。こちらの納付金の項目は、平成30年度都道府県化に伴ってできた項目でございます。埼玉県は、市が払う療養給付費、医療費であったり高額療養費であったり、出産一時金であったりするものを全額、市町村に払うような形になりました。これが広域化の特徴でございます。埼玉県は国から補助金を受けておりますが、全市町村に払うだけの資金は、補助金だけでは賅

い切れないものですから、その不足分として各市町村に給付金として請求するものでございます。この給付金は、富士見市の負担分でございます。その負担金につきましては、事業指数、所得指数、人数シェア等で決定されるもので、後ほど説明しますが、こちらについては、昨年度より大幅に減額になっております。

続きまして、保健事業でございます。特定健康診査、件数は6,034件、平成30年度につきますと210件のマイナスでございます。

続きまして、人間ドック1,254件、平成30年度に比べまして70件のマイナスでございます。このマイナスにつきましては、特定健診が40歳以上、人間ドックは30歳以上ということで、比較的中高年対象の制度であったり補助金でありますので、このあたりも後期高齢者に移行された方の影響が出ていると思われる内容になっております。

概要書については以上です。

1枚おめくりください。A4の横の表でございます。こちらの表は、令和元年度と平成30年度の各項目を比較した表となっております。右側の上限率、それぞれの合計を御覧ください。それぞれ3.数ポイントマイナスになっております。これはやはり被保険者数の減員がマイナスの要因だと思われれます。この表については以上でございます。

1枚おめくりください。続きまして、A3の横の大きな表でございます。こちらからは先ほどの概要を細かくした表になっておりますので、大きく差がある部分を中心に説明させていただきます。

まず、歳入からでございます。1、国民健康保険税、斜め右下に目を追っていただきまして、2の退職被保険者等国民健康保険税でございます。多くの項目でマイナスになっておりますが、この退職者被保険者とは国民健康保険の被保険者なのですが、65歳までの間、元の健康保険等から医療費を負担してもらう制度の方々でございます。制度は平成26年に廃止されておりますので、それ以降の新規の加入者はいませんので、年々減少している状況になっており、令和元年度は最終年度となります。

続きまして、その下、4、繰入金でございます。斜め右に目を追っていただきまして網かけの部分、2、一般会計繰入金でございます。決算額2億8,000万でございます。一般会計から拠出していただいている赤字繰入金と呼ばれるのがこれに当たります。しかし、平成30年度決算額5億5,000万から比べますと大きく減少させていただいております。この原因につきましては、県に納める納付金、これが1億円程

度少なくなっていることや、税率改定で税率を上げた結果、歳入が増えていることも要因となっております。

1枚おめくりください。6の諸収入でございます。1、延滞金加算金及び過料でございます。その斜め下、一般被保険者延滞金でございます。これは、国保税の滞納者の延滞金でございます。5,729万820円と、平成30年度に比べれば若干落ちておりますが、依然として高い数字を上げていただいています。これにつきましても収税課のほうで差押えや窓口での交渉の結果、延滞金を厳しく取り立てていただいている数字だと思います。

歳入につきましては以上になりますので、次おめくりください。歳出になります。1、総務費、1、総務管理費、斜め右に目を移していただいて、網かけの13委託料になります。決算額2,006万9,964円と、平成30年度の決算額に比べまして約670万増えています。この増えた原因としましては、保険者証と高齢者証の一体化に伴うシステム改修の要因で増えております。しかしながら、差額として280万ぐらいの残を残しています。これにつきましては、被保険者数の減により通常行っていますレセプト点検とか保険者証の封入封緘、高齢者証封入封緘の数が自然減しておりますので、それが要因となっております。

それでは、2枚おめくりください。3の国民健康保険事業納付金でございます。概要で説明させていただきましたが、都道府県化に伴い県から徴収される富士見市納付金でございます。平成30年度と比べますと1億800万円の減でございます。この減が一般会計からの繰入金が減った原因となっております。この減った原因としましては、やはり埼玉県全体でも被保険者数の減、それに伴って療養費の減が要因となっております。

続きまして、5番のその下の保健事業でございます。1、指定健康診査等事業費、斜め右に目を追っていただきまして、13の委託料でございます。差額として200万近く残額が残っております。この件につきましては、特定健診の委託費を予算当初で、6,400件を予算化しておりましたが、6,034件にとどまっているのが要因でございます。

また1枚おめくりください。2、保健事業の2、保健衛生普及費、その右斜め下に目を追っていただきまして、19負担金補助金及び交付金でございます。こちらについても差額650万程度残してございます。これにつきましても、人間ドックの補助金が原因でございます。年度当初、予算当時1,490人を予定しておりましたが、1,254人の決算となっておりますので、不用額、残額が650万程度残っているという

状況でございます。

ざっと進んでしまいましたが、説明は以上でございます。

○会長 ただいま事務局のほうから説明をさせていただきました。なかなか難しい説明なのですが、これから質疑を受けますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

質疑を受けます。

○委員 質問ということなのですが、よろしいでしょうか。4件あります。

まず1つ、新型コロナウイルス感染症なのですが、今「埼玉の国保」の2026ですか、それにQ&Aが載っていましたけれども、コロナに感染し、働けなくなった人に対し、国保でも傷病手当金が特例によって給付できることが示されました。これに対して条例改正というふうになっていくものだと思いますが、富士見市の状況といますか、それを教えていただきたい。

質問2なのですが、健康診査なのですが、受診率をまず上げることが大事だと思うのですが、県内の会議の中で、受けていない人を対象にアンケートを実施したと。受けられない主な理由が、時間がない、健康に自信があるからといった意見が多かったこと。今後の個別健診だけでなく集団健診を考え、医師会と協議していきたいと伺いました。新座市ですけれども、既に土日に集団健診をして、限定診断を実施していることを「埼玉の国保」という広報紙で知りました。富士見市においても、その後の進捗状況といますか、その状況といますか、今後の進展といますか、そこを伺いたいと思ひます。

3つ目なのですが、予防医療の取組なのですが、特に子宮がん検診なのですが。平成30年度から子宮がん検診は国の指針に基づいて2年に1回となったことを聞きました。また、令和2年度からいろいろなメニューに基づいて実施すると補助金の対象となることも伺っています。まず、予防は検診を受けることからなので、今後の取組といますか、簡単に毎年毎年検診を受けられたものが2年に1回になってしまったので、その辺はどうなのでしょう。

4つ目ですが、趣旨普及費の中でジェネリック薬品というのがあります。13の委託料でもジェネリック医薬品差額通知を見ると、平成28年度と比較するとほぼ半額の減少になっているのです。通知費用が。それからまた、11の需用費の中でも希望シールというのですか、個人的にこのシールを頂いたのをどうして使うのかなという、私個人的な利用だと思うのですが、いずれにしても、ジェネリック薬品と

というのは、テレビなどでも聞いて、見て、一般的にも浸透しているのではないかなと思います。こうした費用をほかの事業に振り替えるなど、効率的な使い方というのは、私の独断的な考え方かもしれませんが、効率的な使い方の検討はできないかどうかですか。

以上4点、お伺いいたします。

○会長 それでは4点。新型コロナの関係での富士見市の取組、それと健康診査の進展状況、アンケートの関係ですね。それと、予防医療の子宮がん検診、それとジェネリック薬品の関係について、4点、事務局のほうから説明をお願いします。

○保険年金課長 それでは、ご質問に一つ一つお答えしたいと思います。

まず1点目、新型コロナの感染ということで、傷病手当金のことについてご質問をいただきました。こちら傷病手当金というのが、そもそも病気の休業中に被保険者とその家族の生活を補償するために設けられた制度でございます。被保険者の方が病気、けがのために会社を休み、事業主から十分な報酬というかお金が受けられない場合に支給されるというのが一般的な傷病手当金となっております。それでは、国民健康保険ではどうかというところに目を向けますと、今まで特に埼玉県、全国的にも言えることなのですが、全市町村の国保保険者は未制定の制度でございました。なぜかといいますと、国民健康保険には様々な業種の方が加入されております。通常の傷病手当金を対象としております会社員ですとか、何かほかの業者の方ですとか1か月の月給ですとか、お仕事に出る日にちというのが決まっているのですが、国保の方に関しましては、なかなかこれではくくり切れない日雇の方、アルバイトの方、派遣の方、様々な形態がありますので、この傷病手当にはなかなか向かないというか厳しいのではないかとということで、国保には傷病手当金制度のほうがございますでした。しかし、新型コロナの感染で休まなければならないという状況がありましたので、国のほうで国保制度にも、また後期高齢者の医療制度にも傷病手当制度を導入してくださいということで通達のほうがありましたので、本市のほうも、県内一斉になのですが、傷病手当金の導入をしております。この間の議会、6月議会で傷病手当金を支払う額の補正のほうと、あと条例が後期のほうと変えさせていただいておりますので、既に導入しているという状況でございます。ただ、今までに本市の国保の方、後期の方で申請があった事実はございません。ただ、後期高齢者のほうが埼玉県内で1件支払いの事実があったということでございます。支払い金額のほうが約14万ということで、40日の補償をしているということの後期高齢者のほうから報告のほうを受けております。

傷病手当金に対しましては、以上でよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○保険年金課長 続きますして、2つ目、特定健康診査の集団健診を含めてということなのですけれども、今、富士見市、ふじみ野市、三芳町で2市1町が東入間医師会にお願いして健康診査のほうをやっているというふうに仕組みがなっております。これを集団健診というふうに大きくかじを取ることにしましては、2市1町の事務レベルでは、そろそろ集団健診のほうを視野に入れてもどうだろうかという話し合いはしております。しかし、東入間医師会の同意も必要となりますので、これからまた東入間医師会とよく話し合いながら協議をしている最中でございます。また、今お話し合いに出ている中で、後期が本年度から1,000円無料になっておりますので、国保の特定健診のほうも無料化できないかということで、2市1町、東入間医師会と継続審議をしている最中でございますので、決まり次第皆様のほうにまた報告をできればというふうに考えております。

続きますして、子宮がん検診なのですけれども、こちらは、申し訳ございません。増進センターのほうでがん検診のほうを執務としてやっておりますして、本日コロナ感染拡大予防で人数のほうを減らさせた関係で、増進センターのほう職員を呼んでおりませんので、後日、子宮がん検診についてどういった取組をしているかですとか、2年の際の補助金ですとか、そういったことについて、ご質問いただきましたことを伝えて、また報告のほうを皆様にさせていただきますので、ご了承ください。申し訳ございません。

最後、ジェネリック医薬品なのですけれども、確かに毎年毎年保険証を配送するときに、ジェネリックのほうのシールのほうを入れさせていただいております。また、ジェネリックのはがき通知を出させていただいております。こちらにしましては、今、令和元年度の本市のジェネリックの数量シェア率のほうが79.5%という数字を捉えさせていただいております。こちらは、県内8位という数字になっておりますが、国のほうの指針としまして、80%が目標ということが掲げられております。本市としましては、79.5%まで来ておりますので、もう一息とは思っておりますが、これが80%を超えたからすぐやめるのかといったことではなく、やはり医療費の適正化、医療費削減にこのジェネリックの医薬品のほうにつながると思っておりますので、こちらにしましては、使う委託の業者、シール作成の業者に関しましては、しっかりと見積り等を取りまして、適正な一番安い業者のほうを探しておりますので、80%を超えてもなお引き続きやらせていただければなと思っております。

事業となっております。

以上でございます。

○会長 委員、よろしいでしょうか。

○委員 結構です。

○会長 それでは、そのほか。

○委員 それでは、私のほうからは1点だけ。

決算資料の歳入の1ページ、右の説明及び算出基礎というのがございます。現年調定、それから滞繰分、ここには数字としては記載ないのですが、不納欠損、いわゆる滞繰部分の不納欠損、これが結構あるのです。去年もいただいた「富士見の国保」の75ページ見ると、滞繰部分で、ここで29年度は滞繰の8億3,884万2,080円、収納が2億3,400万余りあります。実際には不納欠損として7,400万余りが不納欠損で落としているのです。ここら辺が令和元年度どのくらいあったのか。これは非常に悩ましいことだと思うのです。収納部分ですから、収税課長が今日お越しになっているので、参考までにお聞きしたいのですけれども、乱暴な言い方すると落とすか取るか。要するに不納欠損、いわゆる担税力がない、いわゆる市税との絡みも出てくると思うのです。国保税滞納している人は、市税も滞納している。あるいは多重債務ということも考えられるのです。その辺の動向、それから見極め、令和元年度はどのぐらいの不納欠損になるか、その辺ちょっと参考までにお聞かせいただきたいということでお願いします。

○会長 それでは、収税課長。

○収税課長 ただいまのご質問に関しましてお答えさせていただきます。

令和元年度昨年度不納欠損額につきましては、約1億6,200万円不納欠損額がございました。こちらは、昨年度と比較いたしますと約1,000万円増という形で不納欠損額が1億を超えたものとなっております。国保税の欠損額については、30年度から1億を超える額で不納欠損額が推移しておる状況にあります。こちらは、実際には執行停止で3年間納税を停止させていただくものと、また即時消滅といいまして、無財産生活困窮者、生活困窮たる状況の方、もしくは所在不明の方などについては、即時の消滅ということで欠損になる。もう一方では、5年の時効を迎えて欠損になるというものがありますが、その中で昨年度につきましては、割合として即時消滅というものが90%以上の実績となりました。こちらは平成30年度も90%以上ということになっております。これは、執行停止をしている先ほどの3年間の従来の執行停止の中で、執行停止案件を30年度より再調査を図りました。決定して執行停止3

年間のもの全て抽出を図りまして、お一人お一人の財産調査を含めまして、また納税相談を併せて行いまして、資力の回復が今後見込めないものということを十分に判断いたしまして、即時消滅に結びつけたものが、その結果1億を超える欠損になっているものがございます。ただ、いずれにいたしましても、不納欠損額は少ないというほうが一番ということになります。ただ、いずれにいたしましても、今後も財産調査や納税相談を確実に行った上で、すぐさま書面等にて執行停止欠損に結びつけることなく、先ほど申し上げました財産調査、もしくは直接折衝をさせていただきまして、納税相談を重ねて、向こう3年間の中で資力の回復が見込めないと判断されるものに対しては、即時消滅も含めて執行停止から不納欠損に努めていくという方向で考えております。

以上です。

○会長 よろしいですか。

○委員 分かりました。悩ましい部分と言ったのは、その点、非常に難しい部分だと思うのですが、税負担の公平性からいって、なかなか難しいところがあると思いますけれども、財産調査等を通じて現場のほうでは対応していただけると思いますが、ぜひ収入未済が積み重なることによって滞繰が増えて、実際には滞繰で安易に落としてしまうと、収納率は上がるのだけれども、いわゆる分母は下がって収納率が上がるのだけれども、見た目は収納率が上がってよろしいかと思うのですが、そういう分のバランスを取りながら対応していただきたいなど。分かりました。

○会長 そのほかには。

「なし」の声

○会長 それでは、質疑がなければ討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ採決いたします。

諮問第1号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は承認されました。

続きまして、諮問第2号 令和2年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○保険年金課副課長 資料2をご用意ください。先ほどのご審議いただきました令和

元年度の決算額の繰越しが確定したことによる補正でございます。

1枚おめくりください。A3横の書類です。2番目、繰越金、当初3,000万を繰越金として予定しておりましたが、結果、3,822万8,000円と822万8,000円増でございますので、これを増額補正させていただくものでございます。それに伴いまして、その上、3,000万の繰越しを予定して、それに対して一般から頂戴するお金が2億890万と予定しておりましたが、予定より822万多うございましたので、その分減額させていただくということでございます。

以上、9月議会に提出させていただきたいと思っておりますので、ご審議をお願いいたします。

○会長 それでは、質疑を受けます。

よろしいですか。

「なし」の声

○会長 それでは、質疑がなければ討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ採決いたします。

諮問第2号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は承認されました。

◎報告事項

○会長 続きまして、報告事項に移らせていただきます。

令和2年度国民健康保険税の本算定について、事務局より説明を願います。

○保険年金課副課長 資料3をご用意ください。令和2年度国民健康保険税本算定でございます。

先月7月7日に今年度納税通知書を発送させていただきまして、第1期の納税期限が過ぎているところでございますが、令和2年度の国民健康保険税の賦課状況について報告させていただきます。

1枚おめくりください。課税の内訳でございます。左の縦軸の欄を御覧ください。医療分、支援金分、介護分のそれぞれの中段、退職というところがゼロになっております。先ほど説明したとおり、退職者医療制度に該当される方がいなくなりましたので、ここにゼロの数字が入っております。

その下、合計額を御覧ください。課税総額としては21億3,925万5,200円、元年度

21億2,933万900円と、前年度比に比べまして992万4,300円の増でございます。

右側の欄を御覧ください。納税義務者、被保険者数ともに減でございます。被保険者数、納税義務者数が減っているにもかかわらず、課税総額が上がっている要因につきましては、一昨年より税率改正を行っておりますので、被保険者数の減による減少分を税率改定による増額分が上回ったことが要因でございます。

続きまして、その下の欄を御覧ください。納税方法の内訳でございます。1の一般（自主納付）は、これは納付書による納付でございます。2番は銀行からの口座引き落とし、3の特別徴収は年金からの天引きでございます。

1枚おめくりください。3、国民健康保険税課税状況の比較でございます。左側の縦軸を御覧ください。所得割、資産割、均等割、平等割となっております。以前本運営協議会でもご審議いただきました賦課方式、4方式から2方式に今年度より変更させていただいている関係上、資産額と平等割のところはゼロとなっております。埼玉県では運営方針で保険税の算定方式については、2方式が標準化とされておりますので、現在県内63市町村のうち41市町村がこの2方式になってございます。この表では退職の欄にはゼロの数字が入っております。

続きまして、次をおめくりください。国民健康保険税の減額状況でございます。国民健康保険税は、世帯主と国保加入者の前年度所得の合計が基準以下である場合、均等割額最大7割軽減する制度がございます。この表は、その軽減制度対象者数と軽減対象、前年度を比較した表となっております。この表に対しても平等割額が2方式になったので、そこにゼロが入っております。

1枚おめくりください。総計の欄です。総計右の人数、世帯数は、被保険者数減のためマイナスになっておりますが、軽減額につきましては、税率改正を行い保険税が上がっておりますので、軽減額も増額となっております。

1枚おめくりください。続きまして、総所得金額等の段階別国民健康保険税に関する調でございます。こちらは、所得段階別の世帯数、被保険者数と全体の構成割合について表している表でございます。世帯数、被保険者数につきましては、前年度と比べて減少しておりますが、所得段階に応じた構成割合は前年度と大幅な変更はないと思われま。

1枚おめくりください。6、課税限度額超過世帯の割合でございます。こちらは、各年度、課税限度額を超過した世帯数と全体の中の割合を表した表になっております。令和2年度につきましては、医療分につきましては、課税限度額を58万から61万に引上げておりますので、課税限度額に達する方の減少が医療費分について顕著に表れ

ております。

以上の課税状況で令和2年度の課税をはじめておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

○会長 ただいま事務局より説明いただきましたけれども、これより質疑を受けさせていただきます。

何かございませんでしょうか。

「なし」の声

#### ◎その他

○会長 ないようですので、それでは、その他の関係に移らせていただきます。

次に、その他の関係でございますが、委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。

「なし」の声

#### ◎会議録の確認

○会長 ないようですので、6の会議録の確認でございますが、次に会議録の確認は、後日会議録がまとまり次第、茶木委員と高橋委員に署名をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### ◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしましたので、閉会の言葉を会長代理をお願いいたします。

○会長代理 皆様、大変お忙しい中、本日の会議にご参加いただきまして大変にありがとうございます。いよいよ夏本番で、大変暑くなってまいりました。さらにコロナの問題で大変体に負担がかかるような季節になってきたのではないかなというふうに思います。どうか皆様、ご健康に注意しながら元気いっぱい毎日をお過ごしいただきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

(午後 3時00分)

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

会議録署名委員 会長

委員

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。